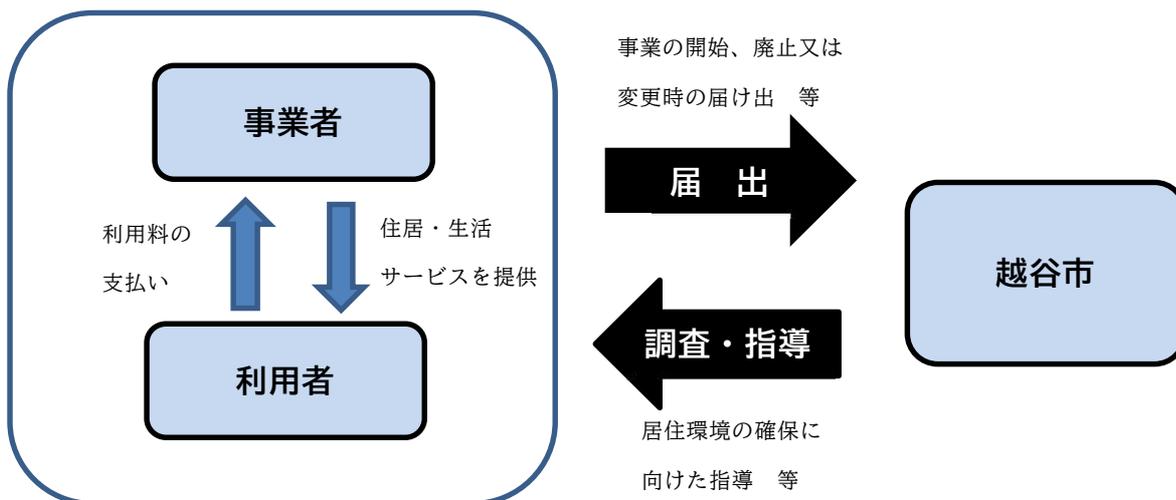


「越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の一部改正について【概要】

1 現行条例の目的

生活保護を受給する被保護者等を対象に、「住居等のサービス」「生活サービス」を提供する事業者の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的としています。



2 条例改正の経緯

令和6年4月の社会福祉法改正により、「無料低額宿泊所^(※1)（入居定員が五人に満たないものを除く。）」に係る事前届出の実効性確保のため、虚偽の届け出を行った者に対する罰則規定が制定されました。

「越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」では、入居定員が二人以上四人以下の施設においても規制の対象としていることから、それらについても法律と同様の規制を適用させるべきであると考え、今回の改正を行うものです。

また、厚生労働省が令和5年12月に公布した省令により、「シー・ディー・ロム」等の具体の媒体名を定めるものについて、「電磁的記録媒体」に係る記録へと改正が行われたことに伴い、本条例においても同様の改正を行います。

※1 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設

3 改正を予定している主な項目

(1) 社会福祉法改正による変更

被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始する際には市への届出が義務付けられていますが、その届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対して罰金刑を設けます。

また、虚偽の届出をした事業者について、被保護者等に対して不当な行為が行われた際には、事業の制限又は停止を命ずることができるように改正を行います。

(2) 省令による変更

現行の条例では「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とある箇所について、「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改正します。

4 施行予定日

未定

【担当】

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市福祉部生活福祉課（市役所第三庁舎2階）
電 話 048-963-9162（直通）
F A X 048-963-9174